



## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662  
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

**勤め先を退職したら国民年金の手続きを**  
国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などの被用者年金に加入している人を除き、国民年金に加入しなければなりません。  
会社を退職した場合は、国民年金第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も国民年金の加入種別が第3号被保険者から第1号被保険者になります。  
年金手帳またはマイナンバーカードなど、退職した日が分かる証明書、本人確認ができるものを持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

**保険料の免除制度があります**  
所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができないときは、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除や猶予を受けることで、老齢・障害・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。

**●免除申請（全額・一部）**  
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額また



## 固定資産帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧ができます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

4月から固定資産帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧ができます。

**土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**  
自分の所有する土地や家屋の価格と比較するため、市内の他の土地や家屋の価格を見ることができます。

**対象** 固定資産税の納税義務者または納税管理人、代理人（納税者の委任状が必要）  
※課税されていない人は縦覧できません。

**※土地のみを所有している人は、家屋の縦覧はできません。同様に、家屋のみを所有している人は、土地の縦覧はできません。**

**期間** 4月1日（木）～30日（金）  
午前8時30分～午後5時15分  
※土日、祝日は除く

**場所** 税務課または各支所  
※支所では当該町のみ縦覧可。他町の縦覧はできません。

**手数料** 無料（価格等縦覧帳簿の写しは交付しません）

| 縦覧内容 | 土地             | 家屋                   |
|------|----------------|----------------------|
|      | 所在・地番・地目・地積・価格 | 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格 |

**固定資産課税台帳の閲覧**  
納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認できます。

**対象** 固定資産税の納税義務者または借地人・借家人（賃貸借契約書が必要）、代理人（納税義務者の委任状が必要）

**期間** 通年  
午前8時30分～午後5時15分  
※土日、祝日は除く

**場所** 税務課または各支所  
**手数料** 1件300円  
※4月1日～30日の縦覧期間中は無料（コピーが必要な場合は1枚10円）

**縦覧・閲覧の際には、本人確認をするため、納税通知書または身分証明書（運転免許証など）が必要で**

| 縦覧内容 | 納税義務者       | 借地人・借家人           |
|------|-------------|-------------------|
|      | 所有する資産の課税台帳 | 借りている土地または家屋の課税台帳 |



**社会保険労務士による無料年金相談**

**●日時** 3月10日（水）  
午前10時～午後3時

**●場所** 危機管理センター  
**●持っていくもの** 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることを確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であること確認できるものが必要です。

**●問い合わせ**  
街角の年金相談センター高松（オフィス）  
☎087（811）6020



## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

**交通事故について**  
後期高齢者が、交通事故など第三者（加害者）の行為で受けた傷病によって、後期高齢者医療制度で治療を受けた場合、県後期高齢者医療広域連合が医療費を一時的に立て替えて、加害者に請求することになります。このため、医療機関を受診する際は傷病原因を申し出ていただくとともに、必ず健康課、各支所または県後期高齢者医療広域連合に「第三者行為（交通事故等）による傷病届」を提出してください。  
示談をする場合は、事前にご相談ください。



## ご意見を募集します

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

次の計画の策定について、市民の皆さんの意見を募集します。

**三豊市文化芸術振興計画**

**募集期限** 3月25日（木）午後5時まで

**提出先** 生涯学習課  
**資料閲覧場所** 市ホームページまたは生涯学習課、各支所

**意見の提出方法**  
メール、FAX（送信後連絡）、郵送または持参



## 軽自動車税（種別割）は4月1日に課税されます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075  
軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122

原付・バイク・軽自動車などの異動手続きは4月1日までに、原付や軽自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。対象となる人は、4月1日（木）までに異動の手続きをしてください。  
農耕用を含む小型特殊自動車についても手続きが必要です。

**対象**  
・他人に車を譲った人  
・廃車にした人  
・車両を新たに所有した人  
・住所が変わった人

| 種類                                 | 受付窓口            |
|------------------------------------|-----------------|
| 原動機付自転車（125cc以下）<br>小型特殊自動車（農耕用など） | 税務課<br>または各支所   |
| （126cc以上）<br>二輪の軽自動車<br>二輪の小型自動車   | 四国運輸局<br>香川運輸支局 |
| 軽自動車<br>（二輪を除く）                    | 軽自動車検査協会香川主管事務所 |

